

# 令和6年度（2024年度） 幼稚園・保育園・認定こども園 利用のご案内

利用申込期間 令和5年10月10日（火）～31日（火）  
 ※年度途中に育児休業後職場復帰予定があるなど、年度途中に入園を希望する場合も、必ず期間中にお申し込みください。

## 利用申込提出先

利用希望施設		利用申込提出先
幼稚園 保育園 認定こども園保育園部		園（私立園は除く）、子育て支援課または振興局
認定こども園幼稚園部	公立	園（私立園は除く）、子育て支援課または振興局
	私立	星のこども園 ※令和6年3月までは、子育て支援課で入園申込書を配布・受付します。

- ・兄弟姉妹の書類は、まとめて提出してください。
- ・必要書類がすべてそろっていないと受付ができませんので、記入漏れや書類の不備がないようご確認ください。
- ・利用申込期間を過ぎた後（令和5年11月以降）も申し込みは受け付けますが、期間内に申し込みをされた方を優先して審査・利用調整・入園決定をさせていただきます。
- ・利用申込期間を過ぎた後（令和5年11月以降）の申込期限は、4月入園希望の場合は、令和6年2月1日（木）まで、5月以降入園希望の場合は、利用を希望する月の前月の1日までです。（詳細は3ページをご確認ください。）

## もくじ

1. 施設について	P.1
2. 教育・保育給付認定について	P.1～2
3. 各園の利用について	P.3～6
4. 保育料（利用者負担額）及び給食費について	P.7～8
5. 入園選考・利用調整について	P.9～10
6. 広域入所について	P.10
7. 入園申し込み後・入園後における注意事項	P.11～12
8. お知らせ	P.12
9. 入園申込書・様式の記入例と留意事項	P.13～16
◇利用者負担額表	P.17
◇真庭市園マップ ◇真庭市一時保育事業	P.18
◇真庭市内の園一覧	P.19



真庭市 子育て支援課  
 〒719-3292 真庭市久世 2927-2  
 電話 0867-42-1054



## 1. 施設について

保護者の希望や就労などにより、教育・保育の場として、以下の施設を利用することができます。

施設	施設の説明等
幼稚園	小学校就学前の子どもに、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための学校教育法に基づく教育施設です。 就労などの理由で教育標準時間を超える保育を希望される方のために、預かり保育を実施しています。また、夏季休業中は夏季預かり保育を実施しています。
保育園	保護者が働いていたり、病気にかかったりして、家庭で保育ができないときに、保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。0～2歳は保育園部のみ、3～5歳は家庭の状況により幼稚園部か保育園部のどちらかを利用できます。3～5歳は、幼稚園部と保育園部と一緒に生活を行います。

市内幼稚園・保育園・認定こども園の位置、詳細については18ページ、19ページをご覧ください。

## 2. 教育・保育給付認定について

### (1) 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定は保育の必要性の有無と年齢に応じて、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」のいずれかに区分され、認定区分によって利用できる施設が分けられます。

幼稚園・保育園・認定こども園を利用される際は、教育・保育給付認定を受けていただく必要がありますので、必要書類をそえて「教育・保育給付認定申請書（現況届）兼幼稚園・保育園・認定こども園入園申込書」を提出してください。認定後は真庭市から「支給認定証」が交付されます。すでに認定を受けておられる方につきましては、現況を確認させていただきます。

なお、「支給認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するもので、入園を保証するものではありません。

### 【認定区分】

認定区分	要件	有効期間	利用できる施設
1号認定	満3歳から小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	小学校に入学するまでの期間	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳から小学校就学前の子どもで、保護者が「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育を希望する場合	小学校に入学するまでの期間（注1）	保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者が「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、保育を希望する場合	満3歳の誕生日の前々日までの期間（注1）（注2）	保育園 認定こども園（保育園部） 地域型保育事業

（注1）有効期間は、保護者の「保育を必要とする事由」の状況等によって異なる場合があります。

（注2）認定中に満3歳に年齢到達した場合、3号認定から2号認定への変更の手続きは不要です。  
満3歳の年齢到達後に、2号認定の支給認定証を市から送付します。

## (2) 保育を必要とする事由について

「2号認定」、「3号認定」の認定にあたっては保護者が以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが認定の要件となります。

「保育を必要とする事由」	
(1)	ひと月に48時間以上、仕事をしている。
(2)	妊娠中であるか、産後間もない（出産予定日2カ月前から出産後2カ月）。
(3)	疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。
(4)	同居の親族（長期入院含む）を常時、介護または看護している。
(5)	震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあっている。
(6)	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている（入園後2カ月以内）。
(7)	就学している（職業訓練含む）。
(8)	児童虐待、またはDVの恐れがある。
(9)	育児休業取得時に、すでに保育園等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要。（育児休業取得対象のお子さんは対象になりません。）
(10)	その他、上記の(1)～(9)に類するものとして、市長が認めるもの。

※家事およびお子さんの集団生活が目的などの場合は該当しません。

## (3) 利用できる時間（保育必要量）について

「2号認定」、「3号認定」の場合、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、保育必要量が、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間（1日最長11時間）または保育短時間（1日最長8時間）のうち、保育が必要な範囲で利用することができます。

保護者のいずれか一方でも保育短時間になる場合は、保育必要量は保育短時間認定となります。

保育を必要とする事由	判断基準	保育必要量
就労、就学、介護・看護	1か月平均就労等の時間120時間以上	◇保育標準時間
	1か月平均就労等の時間48時間以上 120時間未満	◆保育短時間
妊娠・出産、保護者の疾病・障害、災害復旧、虐待・DVの恐れ		◇保育標準時間
求職活動、育休中の継続利用		◆保育短時間

### 【利用可能時間帯のイメージ】

7:30                  8:30    16:30                  18:30                  19:00

◇保育標準時間（11時間のうち保育を必要とする時間）			延長保育
*延長保育 A	◆保育短時間（8時間のうち保育を必要とする時間）	*延長保育 B	*延長保育 C

\*延長保育A・B・Cは星のこども園のみ実施

※ 保育短時間の認定を受けた方で、勤務時間、通勤時間の状況等により保育短時間を明らかに超えて利用せざるを得ないと認められる場合は、申し立て等により保育標準時間に変更できる場合があります。詳しくは各園、または子育て支援課にお問い合わせください。

### 3. 各園の利用について

#### (1) 利用申し込みの対象者

真庭市に住所を有している（出生予定、転入予定含む）令和6年度に新たに幼稚園・保育園・認定こども園の利用を希望する子ども、および、すでに幼稚園・保育園・認定こども園を利用しており、引き続き利用を希望する子ども。

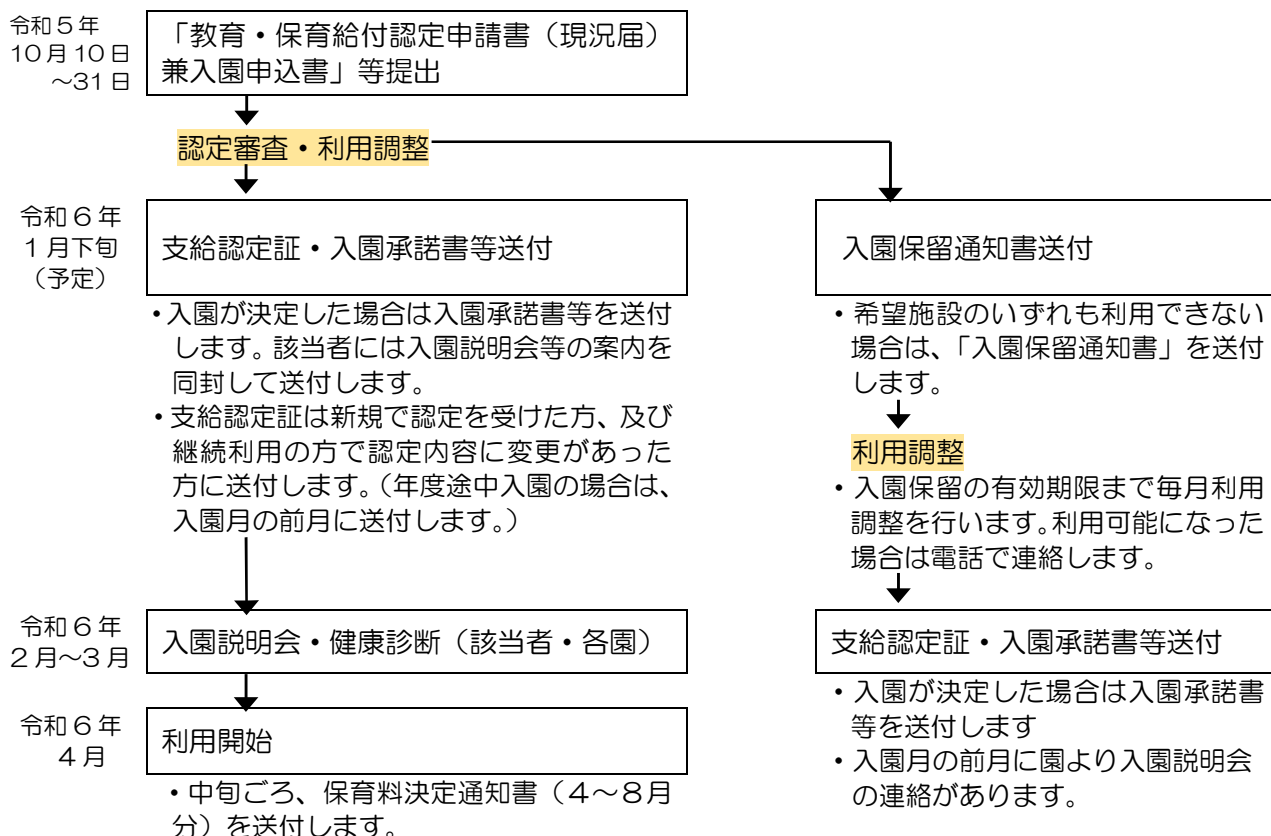
#### (2) 手続き方法

4～6 ページの、【利用申し込みに必要な書類】等をご確認いただき、必要書類をすべてそろえてから利用申込期間内に申し込みをしてください。

申し込みに必要な書類の様式等は提出先窓口にて用意しています。また、真庭市ホームページからダウンロードして利用していただくことも可能です。

▶真庭市ホームページ [トップ](#)>[子育て・教育](#)>[こども園・保育園・幼稚園](#)  
>[令和6年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園について](#)

#### (3) 利用申し込みから利用開始までの流れ（2号・3号認定、および公立園の1号認定の場合）



◆年度途中入園の場合、入園説明会・健康診断は入園月の前月に行う予定です。入園説明会については、入園月の前月に園より連絡する予定です。

#### (4) 申込期間を過ぎた後（令和5年11月以降）の申込みについて

令和5年11月以降も申し込みを受け付けますが、申込期間中に申し込みをされた方の入園決定後に利用調整を行いますので、定員や受け入れ体制によっては希望の園を利用できない場合があります。

利用希望月	令和5年11月以降の申込期限	結果連絡
令和6年4月	令和6年2月1日（木）	令和6年2月上旬
令和6年5月以降	利用を希望する月の前月1日	利用を希望する月の前月上旬

## (5)【1号認定】幼稚園、認定こども園幼稚園部の利用

### 【利用の要件】

- ・真庭市に住所を有し、集団保育が可能な子ども。(保護者の就労の有無等を問いません。)

### 【利用対象年齢】

公立	草加部幼稚園	4,5 歳児 (平成 30 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ)
公立	北房こども園、木山こども園、落合こども園、美川こども園、河内こども園、天の川こども園、久世こども園、米来こども園、勝山こども園、美甘こども園、湯原こども園、八束こども園、川上こども園	3,4,5 歳児 (平成 30 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ)
私立	星のこども園	

### 【草加部幼稚園・市立認定こども園幼稚園部に関すること】

#### ①通常保育

保育時間	午前 8 時 30 分から午後 1 時 30 分
休園日	土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・年度末休業期間、園が定める日
保育料	無料
給食費	○主食費(ごはん代)月額 400 円(完全給食実施園のみ) ○副食費(おかず代)月額 4,000 円 ※8 月分の給食費は徴収しません。 ※主食(ごはん)分については、利用する施設により、費用を負担していただく場合とごはんを持参していただく場合があります。 ※副食費は、住民税額および兄弟構成により免除になる場合があります。
その他	後援会費等が必要になる場合があります。

#### ②預かり保育 (草加部幼稚園在園児対象、実施場所：草加部幼稚園)

保育時間	通常保育終了後から午後 5 時 50 分
保育料	無料 (別途おやつ代、教材費等が必要です。)

#### ③夏季預かり保育 (草加部幼稚園在園児対象、実施場所：久世こども園)

保育時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 50 分
保育期間	夏季休業期間中
保育料	無料 (8 月は給食費が必要です。)

◎預かり保育・夏季預かり保育を利用する場合は、別途「子育てのための施設等利用給付認定(新2号)」を受ける必要があります。利用希望・お問い合わせ等は、子育て支援課または草加部幼稚園へお願いします。

### 【利用申し込みに必要な書類】

必要書類	必要数および注意事項
① 教育・保育給付認定申請書(現況届) 兼幼稚園・保育園・認定こども園入園申込書	子ども一人につき1枚 13・14 ページの記入例と記入上の留意事項をご確認いただき、必要事項を漏れなく記入してください。
② 個人番号申告書 ※すでに1号認定をうけている場合は不要	新規に1号認定を申請する子ども一人につき1枚 提出時に、窓口に来られた方の個人番号・身元確認のできる書類をお持ちください。

★星のこども園幼稚園部の利用を希望される場合は、施設へ入園申し込みをしてください。  
(令和6年3月までは子育て支援課で星のこども園幼稚園部用「入園申込書」の配布・受付をします。)

入園決定後に、施設の案内に従って認定申請を行ってください。  
入園手続き方法、利用開始までのスケジュール、保育時間等、詳しくは星のこども園へお問い合わせいただくか、右のQRコードからご確認ください。

入園手続き方法、  
スケジュール等は  
こちらから ▶



## (6)【2号認定・3号認定】保育園、認定こども園保育園部の利用

### 【利用の要件】

- ・ 真庭市に住所を有し、集団保育が可能な子ども。
- ・ 保護者が、「保育を必要とする事由」(2ページ参照)のいずれかに該当し、家庭において必要な保育ができないこと。

### 【利用対象年齢】

愛慈園	生後2カ月から2歳児まで
北房こども園、落合こども園、天の川こども園、星のこども園	生後6カ月から
久世第二保育園、月田保育園、富原保育園、中和保育園、美川こども園、木山こども園、河内こども園、勝山こども園、美甘こども園、湯原こども園、八束こども園、川上こども園	満1歳の誕生月の翌月1日から
久世こども園、米来こども園	3,4,5歳児 (平成30年4月2日～令和3年4月1日生まれ)

### 【保育時間等】

開園時間	午前7時30分から午後7時00分
保育時間	保育標準時間(最長11時間利用の場合) 午前7時30分から午後6時30分 保育短時間(最長8時間利用の場合) 午前8時30分から午後4時30分
延長保育	午後6時30分から午後7時00分 利用料金 1人200円/日 ★星のこども園では、上記以外の時間帯も実施します。詳しくは園へお問い合わせください。
休園日	日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年1月3日)

### 【保育料・給食費等】

	0歳児から2歳児	3歳児から5歳児
保育料	「利用者負担額表」(17ページ)をご参照ください。	無料
給食費	保育料に含まれます。	○主食費(ごはん代) 月額400円(完全給食実施園のみ) ○副食費(おかず代) 月額4,500円 ※主食については、利用する施設により、費用を負担していただく場合とごはんを持参していただく場合があります。 ※副食費は、住民税額および兄弟構成により免除になる場合があります。
その他	後援会費等が必要になる場合があります。	

### 【ならし保育について】

初めて保育施設を利用される場合、お子さんの生活環境が変わることによる負担を和らげるため、入園後にならし保育を実施します。ならし保育期間中は通常の保育時間より早めのお迎えとなります。ならし保育の期間(およそ1週間から10日間程度)やお迎えの時間については、事前に保育施設とよくご相談ください。

### 【公立保育園等における土曜日の共同保育について】

土曜日保育の利用人数が少人数となった場合、近隣の保育園等が連携し、共同で土曜日保育を行います。令和5年度は、中和保育園は八束こども園、米来こども園は久世第二保育園、河内こども園は落合こども園、富原保育園は勝山こども園で土曜日共同保育を実施しています。なお、状況によっては実施体制が変更になる場合があります。

### 【利用申し込みに必要な書類】

必要書類	必要数および留意事項
① 教育・保育給付認定申請書（現況届） 兼幼稚園・保育園・認定こども園入園申込書	子ども一人につき1枚 13・14ページの記入例と記入上の留意事項をご確認いただき、必要事項を漏れなく記入してください。
② 保育を必要とする事由を証明する書類	保護者（父・母）それぞれについて、世帯に1部 下記の【保育を必要とする事由を証明する書類】 をご覧ください、利用希望開始日時点の状況（予定含む）に該当する書類を提出してください。
③ 個人番号申告書 ※2号認定・3号認定継続の場合は不要	新規に2号認定・3号認定を申請する子ども一人につき1枚 提出時に、窓口に来られた方の個人番号・身元確認のできる書類をお持ちください。

### 【保育を必要とする事由を証明する書類】

保護者（父・母等）の状況	提出書類	添付書類
1. 就労している（就労予定を含む）場合 ○雇用されている方 ○自営業、農業等に就労している方	就労証明書	-
2. 妊娠中・出産を控えている場合 （予定日2ヵ月前～出産後2ヵ月）	保育を必要としている事由申立書	母子手帳の写等（保護者名と出産予定日が確認できる部分）
3. 疾病・障害		
○疾病等があり保育できない場合	保育を必要としている事由申立書	通院（入院）証明書 ※様式は「保育を必要としている事由申立書」の裏面にあります。
○障がいがあり保育できない場合	保育を必要としている事由申立書	障害者手帳・療育手帳等の写（障がいの程度が確認できる部分）
4. 家族の介護または看護にあたる場合	保育を必要としている事由申立書	介護される方の障害者手帳・介護保険証（認定済）等の写
5. 災害に見舞われた場合	保育を必要としている事由申立書	罹災証明書
6. 求職活動中の方	保育を必要としている事由申立書	-
7. 就学 ○学生の場合 ○職業訓練を受ける場合	保育を必要としている事由申立書	学生証の写または在学を証明できる書類、就学時間がわかるもの 職業訓練を受けることを証する書類、訓練時間がわかるもの
8. 育児休業中で保育利用中の子ども	就労証明書	-
9. その他	保育を必要としている事由申立書	状況を証するために必要な書類

※育児休業の場合は、就労証明書に産休・育休期間、復職予定日等も記載の上、提出してください。

※出生予定で申し込みの場合は、母子手帳の写等（保護者名と出産予定日が確認できる部分）を添付してください。

※就労証明書の記載内容は、必要に応じて事業所等に確認させていただく場合があります。

※保育を必要とする事由が変わるときは届出が必要です。詳しくは11、12ページ「7. 入園申し込み後・入園後における注意事項」（5）をご覧ください。

※上記のいずれにも該当しない場合、または判断できない場合は、お問合せください。

## 4. 保育料（利用者負担額）及び給食費について

### (1) 0歳から2歳までの保育料について

#### ① 保育料決定について

保育料は、保護者（父母等）の市町村民税所得割額の合計金額と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数によって、市が決定します。

毎年9月に次のとおり算定基準額の切り替えを行いますので、保育料が変わる場合があります。

令和6年度	4月から8月分の保育料	9月から3月分の保育料
	令和5年度市町村民税所得割課税額 (令和4年1月～12月の所得を基に算定)	令和6年度市町村民税所得割課税額 (令和5年1月～12月の所得を基に算定)

※生計の中心者が父母以外であると判断される場合は、同居の祖父母等を生計中心(維持)者とし、その市町村民税所得割額を合算します。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割額の税額控除については保育料の算定上、控除の対象となりません。これらを控除しない税額で保育料を決定します。

#### 【利用施設別の保育料納付先と納付方法】

利用施設	運営	保育料納付先	保育料納付方法
保育園	公立・私立	市	<input type="checkbox"/> 座振替・納付書
認定こども園	公立	市	<input type="checkbox"/> 座振替・納付書
	私立	施設	施設にお尋ねください

#### ② 保育料の減免について

以下のいずれかに該当し、保育料を納付することが著しく困難と認められる場合は、申立て等に基づき保育料が軽減または減免される場合があります。

該当の方は、『保育料減免申立書』にその理由を証する書類を添付して各園（私立園を除く）、子育て支援課または各振興局に提出してください。申立書は各提出先に用意してあります。

○ひとり親世帯<sup>\*1</sup>・在宅障がい児（者）のいる世帯<sup>\*2</sup> ○公的扶助を受けている世帯

○天災その他災害を受けたとき

○入園児の疾病等で欠席が1か月以上にわたるとき

○その他特別な事情があると認められたとき

※詳しくは、各園及び子育て支援課へお問い合わせください。

#### ③ 多子世帯の保育料の軽減制度について

1	ひとり親世帯 <sup>*1</sup> ・在宅障がい児（者） <sup>*2</sup> のいる 市民税所得割額 77,101 円未満世帯	年齢に関係なく生計が同一の最年長の子どもから順に第1子は17ページの「利用者負担額表」の（ ）内の金額、第2子以降は無料
2	市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯（1 以外）	年齢に関係なく生計が同一の最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料
3	市民税所得割額が 57,700 円以上の世帯（1 以外）	小学校就学前の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料
4	第3子（市民税所得割額の制限なし）	1 から 3 に加え年齢に関係なく生計が同一の最年長の子どもから順に第3子以降は無料

※1 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。

※2 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者のいる世帯で児（者）が現在在宅している世帯をいいます。

※保護者が監護している子どもが別居している場合は、該当する子どもの保険証の写しまたは、本籍、筆頭者の記載がある住民票の写し等を添付してください。



## (2) 3歳から5歳までの保育料・給食費について

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園の保育料は無償です。  
無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ② 給食費（主食費と副食費）は保護者に負担していただきます。
  - ・給食費は利用する施設により異なります。主食（ごはん）費は、利用する施設により、費用を負担していただく場合とごはんを持参していただく場合があります。
  - ・1号認定では市町村民税所得割額が77,101円未満、2号認定では57,700円未満（ひとり親世帯等においては77,101円未満）相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。副食費免除対象者には市から通知いたします。

### 【利用施設別の保育料納付先と納付方法】

利用施設	運営	給食費納付先	給食費納付方法
幼稚園	公立	市	□座振替・納付書
保育園	公立	市	□座振替・納付書
認定こども園	公立	市	□座振替・納付書
	私立	施設	施設にお尋ねください

## (3) 市への保育料・給食費の納付方法、納付期限および滞納について

- ① 保育料・給食費の納付は口座振替としておりますので、金融機関での手続きをお願いします。
  - ・事前に「口座振替依頼書」による申し込みが必要です。  
「口座振替依頼書」は子育て支援課、各園、各振興局及び市内各金融機関に準備しています。必要事項を記入し、引き落としを希望される金融機関へ提出してください。
  - ・「口座振替依頼書」の納税（付）義務者欄には支給認定証の保護者名を記入してください。
  - ・「口座振替依頼書」が金融機関から子育て支援課へ届いた翌月以降から口座振替を行います。口座振替に切り替わるまでは納付書でお支払いください。
  - ※すでに口座振替登録がある場合は、翌年度以降も口座振替を継続しますので、手続きは不要です。
  - ※兄弟姉妹は同一口座からの引き落としになります。
- ② **納付書による納付について**
  - ・口座振替による納付ができない場合は、納付書により納付することができます。
  - ・毎月中旬（15日頃）に、在園している園より当月分の納付書をお渡しいたします。
  - ・納付期限までに、市内金融機関、コンビニエンスストア、市役所会計窓口等でお支払いください。
  - ※市外の私立保育園へ入園されている方の保育料納付書は、子育て支援課より郵送します。
- ③ **納付期限について**  
口座振替日及び納付期限は、該当する月の末日（12月は25日）です。ただし、その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日になります。
- ④ **保育料の滞納について**
  - ・当月分の保育料を期限までに納付いただけなかった場合、翌月20日に督促状を発送します。
  - この督促状には督促手数料が加算されます。また、延滞金も加算される場合があります。
  - なお、引き続き納付されない場合には、児童福祉法の規定により、地方税の滞納処分の例による給料・預貯金等の財産差押えを実施することとなります。
  - ・上記の督促を行うほか、児童手当を保育料未納分（現年分）に充てることがあります。
  - ・3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合は、利用調整にあたり優先調整指数を減点します。

## 5. 入園選考・利用調整について

### (1) 「1号認定」

公立園は市が入園決定を行います。定員を超える利用希望があった場合は、第1希望の園で抽選を行い、入園できなかった方については、第2希望以下の園で調整します。

※ 私立園は施設が入園決定を行います。

### (2) 「2号認定」・「3号認定」

申込期限までに提出された書類等に基づき保育を必要とする状況を確認します。

保育の必要性の程度及び家族等の状況を、【入園選考基準指数表】と【優先利用調整指数表】により点数化し、合算した指数の高い子どもが優先的に利用できるよう利用調整し、入園を決定します。

※ 申込状況により定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていない場合などで、第1希望の施設を利用できない場合があります。第1希望の施設が利用できない場合は第2希望以下の施設で入園を決定します。

希望施設のいずれも利用できない場合は入園保留となります。保護者の状況や意向の確認、他の利用可能な施設の情報提供などを行いながら、入園保留の有効期限まで毎月利用調整を行います。

### 【入園選考基準指数表】

区分	保育を必要とする事由	保護者の状況	指数
1 ・ 7	就労 ・ 就学・職業訓練	月140時間以上就労・就学を常態としているもの	10
		月120時間以上140時間未満就労・就学を常態としているもの	9
		月100時間以上120時間未満就労・就学を常態としているもの	8
		月80時間以上100時間未満就労・就学を常態としているもの	7
		月48時間以上80時間未満就労・就学を常態としているもの	6
		就労先確定（内定）	5
2	妊娠・出産	出産予定日の前後2か月間	7
3	疾病・障害	療育手帳A・B、身体障害者手帳1・2級、介護保険被保険者証の認定要介護1～5、精神障害者保健福祉手帳1・2級	10
		身体障害者手帳3～6級、介護保険被保険者証の認定要支援1・2、精神障害者保健福祉手帳3級	7
		通院（入院）証明書の意見書 1. 保育困難	10
		通院（入院）証明書の意見書 2. 保育が一部困難	7
		通院（入院）証明書の意見書 3. 日常生活に特に支障なく、保育可能	5
4	介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	区分1を準用
5	災害復旧等	風水害、火災、地震等の被災等	20
6	求職活動	求職活動をしている（就労未定）	1
8	児童虐待、DVの恐れ	児童虐待又はそのおそれ、DVにより保育が困難であることに該当する	10
9	育児休業中	年度内に復職予定がある	区分1を準用
		年度内に復職予定がない	1
10	その他	別居の親族（長期間入院をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用
		不存在（死亡・離婚・行方不明・拘禁等） ※この項目は、「保育の必要性」の事由ではありません。	10
		上記の保護者の状況に類するものとして、市長が認める場合	区分1から9を準用

備考 保護者それぞれの該当する区分の指数を合算し算出します。複数の区分または状況に該当する場合は、高いほうの指数で算出します。

### 【優先利用調整指数表】

区分	分類	保護者もしくは子ども又は世帯の状況	指数
A	ひとり親家庭	子どもが母又は父のみに養育されている場合	5
B1	社会的養護	児童虐待又はそのおそれ、DV等により家庭での保育が困難である場合	15
B2	社会的養護	里親	15
C1	育児休業明け (新たに園の利用を希望する子ども)	育児休業を取得しており、復帰する場合	3
C2		育児休業を取得しており、延長が許容できる場合	合計点数を1点となるまで減点する
D	兄弟姉妹同一施設利用	兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合	3
E	継続利用子ども	現に保育園（地域型保育事業を含む）等を利用しており、継続して保育を必要とし、施設の利用を希望する場合	5
F1	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、真庭市内の教育・保育施設等に常勤的に勤務する場合	7
F2	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、真庭市内の教育・保育施設等に週20時間未満勤務する場合	5
F3	保育士等	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、真庭市外の教育・保育施設等に常勤的に勤務する場合	3
G	保育料滞納世帯	3か月以上の滞納がある場合、もしくは3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合	-10
H	市外在住者	市外に在住している場合（区分F1・F2に該当する者を除く）	-5

備考 複数の区分または状況に該当する場合は、該当するもの全ての指数を合算して算出します。

### 【同点者選考優先順位】

優先順位	項目	優先順位	項目
1	希望園順位が高い世帯	6	同一園に入園申込児が2人以上いる世帯
2	市内居住者	7	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
3	基準指数が高い世帯	8	緊急性が高く、家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要と認められる世帯
4	継続		
5	転園		

備考 選考指数が同点の場合は上記の優先順位により選考します。

## 6. 広域入所について

里帰り出産や勤務地の関係などで住所地での利用が困難な場合、住所地以外の市区町村の施設を利用できる場合があります。

#### (1) 真庭市に住民登録があり、真庭市外の施設を利用したい場合

真庭市の様式で、真庭市に申込みをしてください。

真庭市が教育・保育給付認定を行い、利用希望施設のある市区町村と協議します。

利用調整は、施設のある市区町村が行います。

#### (2) 真庭市外に住民登録があり、真庭市内の施設を利用したい場合

住民登録がある市区町村の様式で、住民登録のある市区町村に申込みをしてください。

※詳しくは、住民登録のある市区町村担当窓口へ事前にお問い合わせください。

## 7. 入園申し込み後・入園後における注意事項

(1) 出生予定または転入予定で入園申し込みをされた場合は、出生後または転入手続き後に子育て支援課まで必ずご連絡ください。

転入予定で入園申し込みをされた場合で、利用希望日に住民登録がない場合は真庭市で認定・施設の利用ができませんのでご注意ください。

(2) 希望する施設に入園できなかった場合は、入園保留となり、「入園保留通知書」を送付します。引き続き利用調整を行い、希望する施設に入園が可能になった場合はご連絡いたします。利用希望施設の追加や変更、申込内容の変更をする場合等は届出が必要です。

(3) 入園申し込み後、入園を希望しなくなった場合は、「入園申込取り下げ書」を提出してください。

(4) 2号認定、3号認定の方で、保育を必要とする事由がなくなった場合は、認定が取り消しとなり、施設の利用ができなくなります。

なお、3歳児クラス以上の場合は1号認定で利用できる施設を希望していただくことができます。認定こども園の場合は幼稚園部へ転部して継続利用することができます。

(5) 保育を必要とする事由や住所などの申請内容が変更になる場合は、

「教育・保育給付認定申請・申込記載内容変更届」(以下「変更届」という)に必要な書類を添えて、各園(私立園を除く)、子育て支援課及び各振興局に届出をしてください。

- ・変更届・様式等は、各園(私立園を除く)、子育て支援課、各振興局にあります。また真庭市ホームページにある様式を印刷して利用することもできます。
- ・認定内容の変更は月単位で行います。有効期限終了前、または変更が必要な月の前月末までに届出をしてください。
- ・認定内容に変更が生じる場合は交付済の「支給認定証」を返還していただき、新たな「支給認定証」を交付します。

### 【「2号認定」「3号認定」の就労されている方が、以下の状況に該当する場合の必要書類について】

保護者の状況	必要書類
勤務日数・時間が変わった	①変更届※1 ②就労証明書
勤務先が変わった	①変更届※1 ②就労証明書
仕事を辞め、求職活動をする	①変更届 ②保育を必要としている事由申立書
契約期間が更新・変更になった	①就労証明書
産前休暇に入る (妊娠・出産の事由に変更する)	①変更届 ②保育を必要としている事由申立書 ③母子手帳の写し等：保護者名、予定日が確認できるもの
育児休業に入る (育児休業中の事由に変更する)	①変更届 ②就労証明書(育休取得期間、復職予定日の記入があるもの)
産休育休等が終了し、復職した	①変更届
保育時間を変更したい	①変更届 ②保育を必要としている事由申立書(状況記入用)

※ 仕事を辞める場合は、必ず園または子育て支援課にご連絡ください。

※1 保育必要量に変更がない場合は、「変更届」の提出は不要です。

### 【「1号認定」「2号認定」「3号認定」で以下の状況に該当する場合の必要書類について】

保護者または児童の状況	必要書類
結婚した	①変更届 ②(保育を必要とする場合のみ)配偶者の保育を必要とする事由を証明する書類
離婚した	①変更届
市外へ転出する	①退園届(退園願)
利用を辞める	①退園届(退園願)

保護者または児童の状況	必要書類
転園したい	①退園届（退園願）②教育・保育給付認定申請書兼入園申込書 ③（認定区分が変わる場合）個人番号申告書 ④（2号認定に変更する場合）保育を必要とする事由を証明する書類
転部したい（認定区分を変更する） （月末退園・月初入園となります。）	①変更届 ②（2号認定に変更する場合）保育を必要とする事由を証明する書類
住所・電話番号が変わった	①変更届
姓が変わった	①変更届
保護者（納付義務者）が変わった	①変更届
支給認定証を汚した・なくした	①支給認定証再交付申請書
一か月以上休む ※2	在園している園または子育て支援課までご相談ください
その他（家庭状況が変わる等）	在園している園または子育て支援課までご相談ください

※2 在園中の児童が病気やけがなどで月の初日から末日まで続けて1か月以上休む場合は、医師の診断書等を提出することによってその月の保育料が免除となります。事前に手続きが必要なため、早めに園または子育て支援課へご相談ください。

## 8. お知らせ

### ◆園児数が10名未満となった園について

令和6年度利用申込の結果、総園児数が10名未満の公立園は、令和7年度以降の休園について検討します。

### ◆保育士・幼稚園教諭・看護師・栄養士の募集について

真庭市では、公立の幼稚園・保育園・認定こども園で働く保育士・幼稚園教諭・看護師・栄養士を募集しています。保育士等の資格をお持ちの方で就職を希望される方は、子育て支援課までお問い合わせください。

### ◆保育園等を利用していない証明書類の交付について

育児休業を取得し1歳未満の子どもを養育している方で、保育園等の入園申し込みをしているものの入園できないといった事情がある場合は、育児休業を延長することができる場合があります。

勤務先にご確認の上、保育園等を利用していない証明が必要な場合は子育て支援課にご連絡ください。

## 9. 入園申込書・様式の記入例と留意事項

受付印

令和6年度 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼

**記入例**

真庭市長  
市が利用  
び世帯情報  
について、  
申請し、併せて特定教育・保育施設の利用を申し込みます。

令和〇年10月15日

申請（認定）保護者氏名 真庭 一郎  
（自署または記名押印してください）

申請保護者を認定保護者とし、通知の送付や保育料（給食費）納付義務者として登録します。  
すでに認定を受けている場合は、認定保護者名（支給認定証に記載されている保護者）を記入してください。認定保護者を変更する場合は変更届の提出が必要です。

自署または記名押印してください

### ①利用を希望する児童について

申請児童	ふりがな	まにわ たろう	生年月日	性別	保護者との続柄	
	氏名	真庭 太郎	平成〇年5月1日 令和 年齢 (R6.4.1時点) ☆ 歳	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		子
保護者	ふりがな	まにわ いちろう	生年月日	携帯電話番号		
	父：氏名	真庭 一郎	昭和〇年6月1日 平成	000-1234-〇〇〇〇		
	ふりがな	まにわ はなこ	生年月日	携帯電話番号		
	母：氏名	真庭 花子	昭和〇年7月1日 平成	000-1234-△△△△		
	現住所	真庭市久世〇〇		電話番号 (自宅)	0867-42-〇〇〇〇	
	R5.1.1時点の住所	父	<input type="checkbox"/> 真庭市 <input checked="" type="checkbox"/> 他市区町村 (〇〇市)	母	<input checked="" type="checkbox"/> 真庭市 <input type="checkbox"/> 他市区町村 ( )	
	R6.1.1時点の住所	父	<input checked="" type="checkbox"/> 真庭市 <input type="checkbox"/> 他市区町村 ( )	母	<input checked="" type="checkbox"/> 真庭市 <input type="checkbox"/> 他市区町村 ( )	
利用希望日時点の住所 (現住所と違う場合のみ記入)			転入・転居 予定日	令和 年 月 日		
申請児童と住所が異なる	父					
教育・保育の希望 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 1号認定：満3歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 2・3号認定：0～5歳					

・利用希望日時点の状況について記入してください。  
・父母それぞれについて「保育を必要とする事由」を証明する書類を添付してください。

### ②保護者が保育の利用を必要とする事由 (上記「利用を希望する児童」欄参照)

保育の利用を必要とする事由 (利用希望期間開始日に該当する番号に○)	父	①.就労 3. 疾病・障害 4. 介護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・DVのおそれ 9. 育児休業中	・入園・退園は原則、月単位です。 ・申込は年度ごとに行いますので、令和6年度は最長で令和7年3月31日までです。 ・年度の途中で退園する場合は、下段に日付を記入してください。
	母	1. 就労 2. 妊娠・出産 (出産予定日) 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・DVのおそれ 9. 育児休業中で保育利用中の子ども 10. 介護等	

### ③利用を希望する期間および利用を希望する施設 (園) 名

利用希望期間	令和 6 年 4 月 1 日から	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 7 年 3 月 31 日まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで
利用希望施設 (園) 名	第1希望	〇〇こども園 (希望理由) 現在利用している
	第2希望	☆☆保育園 (希望理由) 自宅から近い
	第3希望	△△こども園
利用希望者が定員を超えるなど、第1希望の園に入園できない場合、 <input checked="" type="checkbox"/> (1) 第2希望以下の希望する園に入園したい。 <small>※希望園の追加がある場合は記入してください</small> <input type="checkbox"/> (2) 育児休業を延長する。(最大 年) <input type="checkbox"/> (3) 自宅で保育をしながら待機する。→第 <input type="checkbox"/> (4) その他 (		

・実際に通うことが可能な施設とその施設を希望する理由を記入してください。  
・定員を超える申し込みがあった場合や受け入れ体制が整わない場合など、状況によっては第1希望の施設の利用ができない場合があります。第1希望の施設の利用ができない場合は、記入されている施設で利用調整を行いますので、できるだけ第3希望まで記入してください。

裏面に続く

④申請児童の状況

**記入例**

アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (食物:卵 その他: )
健康・発達状況についての 特記事項と園への連絡事項	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ※有の場合、内容・症状等、健康面や発達面に気になることや知っておいてほしいことを記入してください。
障害者手帳等の情報	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 特別児童扶養手当)
現在の保育状況 (該当に○)	1. 保護者が育児休業を取得し、保育している。 2. 自宅にて保護者が保育している。 ③ 3. 保育園、幼稚園、認定こども園等に通園している (施設名 ○○こども園保育園 ) 4. 保護者の職場に連れて行く、または職場内の託児施設 (施設名 ) 5. その他 ( )
上記、「現在の保育状況」 で1に該当の場合、いずれ かに○をしてください。	1. 育児休業終了後、直ちに 2. 希望する保育園等に ※2を選択された場合は、 入園できなくなる場合が

ひとり親世帯で、保育料減免申立をする場合は、『保育料減免申立書』を提出してください。  
(利用者負担額表の対象階層のみ、減免適用になります。)

⑤申請児童の属する世帯の状況

ひとり親世帯該当	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
生活保護世帯該当	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
在宅障害児(者) のいる世帯該当	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 →

在宅障害児(者)のいる世帯で、保育料減免申立をする場合は、『保育料減免申立書』に該当書類の写しを添えて提出してください。(利用者負担額表の対象階層のみ、減免適用になります。)

⑥同居の家族の状況 ※住民票の世帯にかかわらず、生活を同一にする家族について利用希望日時点の状況を記入してください。  
※保護者が監護する生計同一の子どもが別世帯にいる場合も記入してください。

同居の家族 (申請児童・保護者を除く)	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	勤務先名又は学校名等 (別世帯の子どもの場合は住所も記入)
	真庭 平	T・S ④ H・R	□年5月2日	④男・女	兄
真庭 令	T・S H・R	△年5月3日	④男・女	弟	☆☆保育園 (申込中)
真庭 昭	T・S H・R	☆年5月4日	④男・女	祖父	☆☆商店
真庭 和子	T・S H・R	○年5月5日	男・④女	祖母	無職
	T・S H・R	年 月 日	男・女		

単身赴任や下宿等により別居している場合は、別居先の住所も記入してください。また、保護者が養育している別居の子どもがいる場合は、書類(該当する子どもの保険証の写しまたは、本籍、筆頭者の記載がある住民票の写し等)を添付してください。

⑦別居の祖父母の情報 (同居の祖父母の情報は「⑥同居の家族の状況」に記入してください。) ※年齢はR6.4.1現在

		氏名 (不存在の場合は斜線を引いてください)	年齢	住所	職業
父方	祖父				
	祖母				
母方	祖父				
	祖母	岡山 百合子	55	□□市△△-1	会社員

(以下は記入不要)

<input type="checkbox"/> 受付	<input type="checkbox"/> システム	送付：認定証 ( / )、承諾書 ( / )、保育料 ( / )、写 ( / )
備考		

◎令和5年10月から就労証明書の様式が新しくなりました。

○就労証明書についての留意事項等

- ・証明事項は事業所・個人事業主に記入してもらってください。
- ・電子入力に対応した様式および記載要領を真庭市ホームページに載せておりますのでご活用ください。  
また、マイナポータル（びったりサービス）内の就労証明書作成コーナーに掲載の標準的な様式もご利用いただけます。
- ・会社印の押印は不要です。
- ・証明の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ・記入漏れがある場合は審査ができません。記入漏れがある場合は、提出前に保護者において記入者に記入を依頼してください。

就労証明書

真庭市長 宛

記入例

証明日	西暦	2023	年	10	月	10	日
事業所名	株式会社 まにい						
代表者名	真庭 梅吉						
所在地	真庭市久世〇〇						
電話番号	0867	—	〇〇	—	××××	×	×
担当者名	桜庭 真子						
記載者連絡先	0867	—	〇〇	—	××××	×	×

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄		
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業		
2	フリガナ	マニワ イチロウ		
	本人氏名	真庭 一郎		
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small>	2015 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日	
4		<input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他( )		
5		<input checked="" type="checkbox"/> 月間 189 時間 <input type="checkbox"/> 時間 0 分 (うち休憩時間 1320 分)		
6	就労時間 (固定就労の場合)	一月当たりの就労日数 月間 21 日   一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間   時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間   日 主な就労時間帯・シフト時間帯   時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月 2023 年 9 月   年月 2023 年 8 月   年月 2023 年 7 月 23 日/月   207 時間/月   20 日/月   180 時間/月   22 日/月   198 時間/月		
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み   理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他( ) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み   年 月 日		
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中   期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯   時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
14	備考欄			

追加的記載項目欄

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

児童名	真庭 太郎	保育施設等の利用状況等	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中(〇〇こども園 ) <input type="checkbox"/> 申込中( )
児童名	真庭 令	保育施設等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中( ) <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(☆☆保育園 )
児童名		保育施設等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中( ) <input type="checkbox"/> 申込中( )

※就労証明書様式の記載要領は当ブックの「記載要領」シートを参照してください。



保育を必要としている事由申立書

真庭市長 様

令和 〇 年 10 月 〇 日

申立人住所 真庭市

申立人氏名 真庭 花子

電話番号 000-1234-△△△△

児童との続柄 母

記入例

私は、次のとおり児童を保育できないことを申し立てます。  
 \*以下の該当する保育を必要とする事由の□にチェックし、その状況を記入の上、必要な書類を添付してください。

保育を必要とする事由	保育を必要とする状況	添付書類
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	令和 〇 年 〇 月 〇 日 出産予定	母子手帳の写し等(保護者名・出産予定日がわかるもの)
<input checked="" type="checkbox"/> 病氣等	病名等 ***** 医療機関名 ☆☆☆病院 治療見込み期間 令和 〇 年 8 月 1 日～令和 〇 年 〇 月 〇 日 入・通院等 <input type="checkbox"/> 入院 <input checked="" type="checkbox"/> 通院(週 〇 回) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1・2・3・4・5・6)級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(1・2・3)級 <input type="checkbox"/> 療育手帳	※この申立書の裏面に「通院(入院)証明書」を担当医師に記入してもらってください。
<input type="checkbox"/> 障がい	<input type="checkbox"/> 介護保険(要支援1・2、要介護1・2・3・4・5) 入・通院等 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院(週 〇 回) <input type="checkbox"/> 自宅 介護・看護時間 時 分 ～ 時 分 一日平均時間 時間・一月平均日数 日	手帳・介護保険証等の写し
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護・看護を受けける方の障がい(手帳・介護保険証(認定済)等の写し	
<input type="checkbox"/> 災害復旧	罹災証明書	
<input type="checkbox"/> 就学 (職業訓練を含む)	就学先学校名 就学期間 令和 〇 年 〇 月 〇 日～令和 〇 年 〇 月 〇 日	学生証の写しまたは在学証明書等、および就学時間がわかるもの
<input type="checkbox"/> その他	就労予定がある。(就労先: 現在、求職活動を行っている。(活動状況を記入) ( これから、求職活動をする。(開始時期: その他( その他( 勤務先が法外り次第、遅やかに就労証明書を出します。なお、入国後2か月以内に勤務先がない場合、また就労証明書を提出できない場合は退園させられても異議を申し立てないことを誓約します。	状況を証するために必要な書類

保護者記入欄	児童名	生年月日	年	月	日	〇〇こども	園	〇	申込中(第一希望)
真庭 太郎	真庭 太郎	〇	5	5	1				<input checked="" type="checkbox"/> 利用中
真庭 令	真庭 令	△	5	5	3	☆☆保育			<input type="checkbox"/> 利用中
真庭 〇	真庭 〇	〇	〇	〇	〇				<input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
									<input type="checkbox"/> 利用中
									<input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

通院(入院)証明書

医療機関で証明してもらってください。  
 証明を取得する際に医療機関で料金が  
 必要な場合は、個人の負担となります。

真庭市長 様

所在地  
 電話番号  
 医師名

印

次のとおり 通院・入院 していることを証明します。

通院(入院)者氏名	通院	令和 〇 年 〇 月 〇 日	通院開始
		週・月	日 完治予定
	入院	令和 〇 年 〇 月 〇 日	入院 遠院(予定)
病名等			
通院(入院)の状況			
病名の場 日常生活の概況			
病名の場 日常生活の概況			

1. 症状が非常に重く、一日の大部分をベッド上で過ごさなければならぬ。  
 2. 症状、服薬等の影響で仕事などを中断し、療養する必要がある。  
 3. 症状が軽易であり、日常生活に特に支障はない。

※この証明書は、子ども・子育て支援法に基づく保育所・認定こども園などの入園及び継続通園の要否判定に使用するもので、それ以外の目的に使用することはありません。事実に基づいて記載してください。

## 利用者負担額表

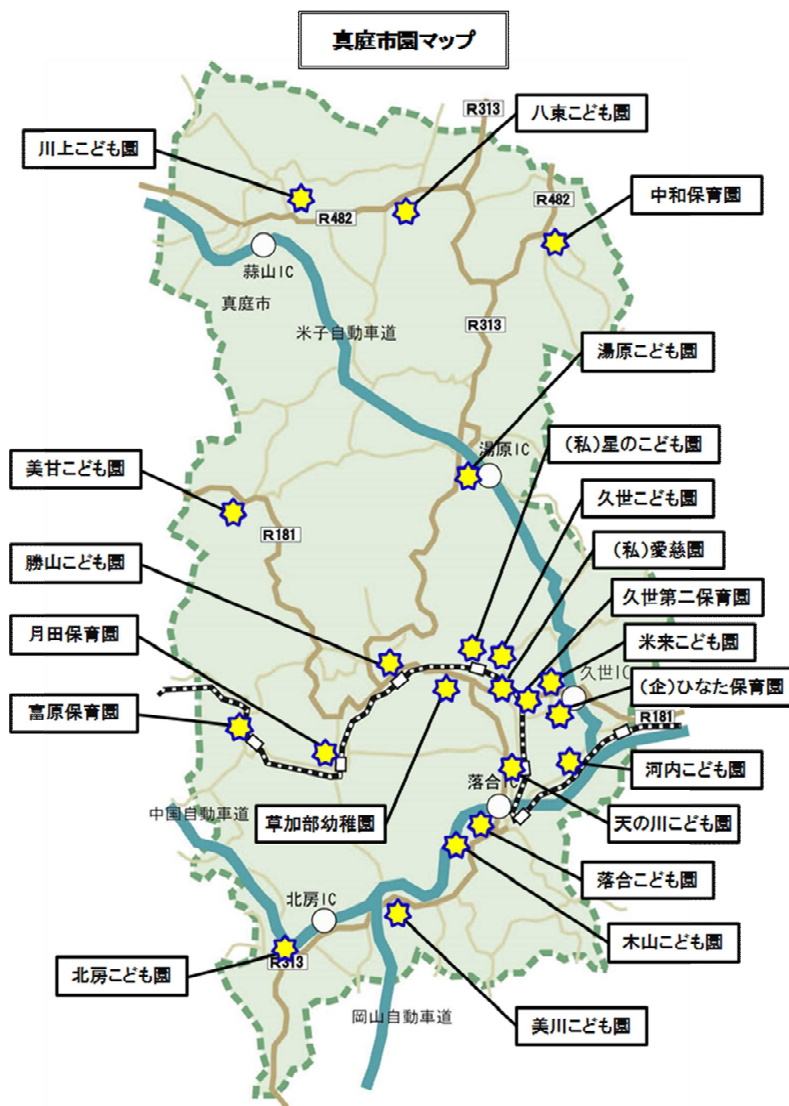
単位：円

教育認定の子ども		1号認定
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額【月額】
	定義	
1	生活保護世帯	0
2	市民税非課税世帯	0
3	市民税均等割の額のみ ※ 所得割の額のない世帯	0
4	市民税所得割の額が77,101円未満	0
5	市民税所得割の額が77,101円以上	0

保育認定の子ども		3号認定	2号認定
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額【月額】	
	定義	0,1,2歳児	3,4,5歳児
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯	0	0
3	市民税均等割の額のみ ※ 所得割の額のない世帯	10,000 (4,500)	0
4	市民税所得割の額が24,300円未満	12,000 (5,500)	0
5	24,300円以上48,600円未満	14,000 (6,500)	0
6	48,600円以上59,000円未満	16,000 (8,000)	0
7	59,000円以上68,500円未満	17,500 (8,750)	0
8	68,500円以上78,000円未満	19,000 (9,000)	0
9	78,000円以上87,500円未満	20,500	0
10	87,500円以上97,000円未満	22,000	0
11	97,000円以上115,000円未満	27,500	0
12	115,000円以上133,000円未満	29,000	0
13	133,000円以上151,000円未満	30,500	0
14	151,000円以上169,000円未満	32,000	0
15	169,000円以上235,000円未満	38,500	0
16	235,000円以上301,000円未満	42,000	0
17	301,000円以上397,000円未満	49,000	0
18	397,000円以上	53,000	0



・減額対象者（ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等）の第1子の利用者負担額は、表中の下段( )内の額になります。但し、8階層については、77,101円未満の方のみ対象となります。



### 一時保育事業（教育・保育認定を受けなくても利用できます。）

保護者の疾病や出産、看護等の理由により一時的に家庭で保育をすることが困難な場合、一時保育を利用することができます。

※ 利用を希望される方は、各園に直接お問い合わせ・お申し込みください。

実施園は 19 ページの「真庭市内の幼稚園・保育園・認定こども園一覧」でご確認ください。

※ 満 1 歳以上（久世こども園、米来こども園は 3 歳児クラス以上）の未就学児が対象です。

### 【公立園一時保育利用料金】

区分	利用単位	市内在住の世帯	市外在住の世帯
3歳未満児	1日	3,000円	4,000円
	半日	1,500円	2,000円
3歳以上児	1日	1,500円	2,000円
	半日	750円	1,000円

- 1日の最長利用時間は、午前7時30分から午後6時30分です。
- 半日の利用時間は、午前7時30分から午後1時までと、午後1時から午後6時30分までのいずれかになります。
- 利用日数は、原則として1か月あたり14日以内です。
- 園の都合等により、お預かりできない場合があります。

◎星のこども園で実施する一時預かり事業の詳細・利用については、園に直接お尋ねください。

◆真庭市内の幼稚園・保育園・認定こども園一覧

	施設名	定員(人)	所在地	電話番号	入園対象年齢	一時保育の実施	
幼稚園	公立	草加部幼稚園	30	草加部538	0867-42-1235	4, 5歳児	
	公立	久世第二保育園	80	台金屋269-1	0867-42-2143	満1歳の翌月1日から	○
保育園	私立	愛慈園	40	久世2950-1	0867-42-3526	生後2カ月から2歳児まで	
	公立	月田保育園	60	月田6842-1	0867-44-2420	満1歳の翌月1日から	○
	公立	富原保育園	45	若代1890-9	0867-46-2037	満1歳の翌月1日から	○
	公立	中和保育園	30	蒜山下和1802	0867-67-2152	満1歳の翌月1日から	○
	公立	北房こども園	180	下皆部289	0866-52-5800	(保) 生後6カ月から (幼) 3, 4, 5歳児	○
認定こども園	公立	美川こども園	90	栗原780-2	0867-54-0123	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	木山こども園	80	下方1364-4	0867-52-0196	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	落合こども園	180	落合垂水938-1	0867-52-0171	(保) 生後6カ月から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	天の川こども園	180	野川797	0867-42-1501	(保) 生後6カ月から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	河内こども園	50	中河内2125-1	0867-55-2750	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	久世こども園	180	鍋屋111-1	0867-42-0346	3, 4, 5歳児	○ 3歳以上
	公立	米来こども園	50	目木1804	0867-42-6471	3, 4, 5歳児	○ 3歳以上
	私立	星のこども園 (R6.4~開園予定)	122	久世266-2	080-8490-9403	(保) 生後6カ月から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	勝山こども園	180	勝山628-1	0867-44-2226	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	美甘こども園	60	美甘3558	0867-56-2129	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	湯原こども園	75	久見69	0867-62-2522	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	八束こども園	105	蒜山下見1527	0867-66-2019	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○
	公立	川上こども園	110	蒜山上福田890-16	0867-66-3035	(保) 満1歳の翌月1日から (幼) 3, 4, 5歳児	○

※令和6年度園児募集の結果、総園児数が10名未満の公立園は、令和7年度以降の休園について検討します。

※久世保育園は令和6年3月末で閉園します。

◆企業主導型保育事業

主に企業が雇用する労働者の子どもを保育するために、企業自ら設置する保育施設です。

利用にあたっての申し込み方法や利用料金等、詳細については、施設に直接お問い合わせください。

施設名	定員(人)	所在地	電話番号	入園対象年齢	一時保育の実施
ひなた保育園	19	中原202-15	0867-45-0390	生後6カ月から2歳児まで	○

- ◇ インターネットで施設の情報を公開しています ◇
- ・ここdeサーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)
  - ・真庭こども<sup>あいして</sup>ICTネットワーク

